

## 大阪広域環境施設組合規則第5号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第17号及び第18号中「3日（）」を「5日（）」に、「6日」を「10日」に改める。

第14条第3項中「当該時間」を「2時間」に、「時間）」を「時間（第2号に掲げる場合であつて、当該時間が同号に定める時間を超えるときは、同号に定める時間))）」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。